

調査票 1

都道府県・ 政令指定都市名	13 東京都
------------------	--------

1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する組織

局 部 課 (室) 名	生活文化局都民生活部男女平等参画課
担 当 職 員 数	7 人 (専任 7 人、兼任 人)

2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)

名 称	東京都男女平等参画推進会議
設 置 年 月 日 ・ 根 拠	平成 12 年 7 月 21 日 根拠: 東京都男女平等参画推進会議設置要綱
長 の 役 職	生活文化局長

3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

会 議 の 名 称	東京都男女平等参画審議会
設 置 年 月 日	平成 12 年 7 月 25 日
構 成 員	25 人 (女性 12 人、男性 13 人)

4 男女共同参画に関する計画

計画期間	平成 29 年 4 月 ~ 34 年 3 月			
名 称	東京都男女平等参画推進総合計画			
改定・見直しの予定時期	平成 34 年 4 月 1 日		← 未定の場合は○をつけてください。	
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）の推進計画と一体である	○	※いずれか1つに○をつけてください。		
女性活動推進法の推進計画と別に作成				

5 男女共同参画に関する条例

有の場合	名 称	東京都男女平等参画基本条例
	公 布 日	平成 12 年 3 月 31 日
	施 行 日	平成 12 年 4 月 1 日
	最 終 改 正 日	平成 年 月 日
	改 正 内 容	
無の場合 ※ どちらかに○をつけてください。	改正が予定されている場合、改正予定時期: 平成 年 月	
	制定等について検討中(状況を具体的に)	
	特に検討していない	

調査時点コードを以下より選択してください

6 審議会等委員への女性の登用		1:平成29年4月1日		2:平成29年5月1日		3:その他: 平成年月日	
目標値		平成 33 年度まで 35 %		平成 年度まで %			
根 拠		東京都男女平等参画推進総合計画					
目標設定の対象である審議会等の範囲		(1) 地方自治法第138条の4第3項の附属機関(法律、条例設置) (2) 要綱に基づき知事等が臨時に設置する懇談会等					
目標設定の対象である審議会等における登用状況		調査時点コード	1	審議会等数(222)	うち女性委員を含む審議会等数(176)		
		延総委員等数(2,431)		延女性委員等数(693)	女性比率(28.5)		
地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況		調査時点コード	1	審議会等数(53)	うち女性委員を含む審議会等数(49)		
		延総委員等数(716)		延女性委員等数(215)	女性比率(30.0)		
法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等における登用状況(*)		調査時点コード	1	審議会等数(41)	うち女性委員を含む審議会等数(39)		
		延総委員等数(1,818)		延女性委員等数(562)	女性比率(30.9)		
地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況		調査時点コード	1	審議会等数(9)	うち女性委員を含む審議会等数(5)		
		延総委員等数(92)		延女性委員等数(12)	女性比率(13.0)		
目標値以外の目標設定		なし					
女性 登用 方 策	人材名簿作成の有無	有 (公表 ・非公表) ・無 ○		作成予定有			
	人材名簿が有る場合	掲載人数	人 (平成 年 月現在)				
	そ の 他	人材育成事業の実施の有無		有 ・無 ○			
		委員の公募		有 ○ ・無			
そ の 他		()					

注(*) 平成29年3月時点で法律又は政令により設置義務がある審議会のうち内閣府が把握したもの
(参照:別表1(都道府県)、別表2(政令指定都市))

7 女性公務員の採用・登用状況

調査時点コードを以下より選択してください

(1)-1管理職の在職状況							1 平成29年4月1日			その他: 平成 年 月 日			
		管理職総数(※)			女 性 管 理 職 の 内 訳								
		(人) (A)=(C+E+G)	うち女性 管理職数 (人) (B)=(D+F+H)	女性比率 (%) (B/A)	部局長相当職			次長相当職			課長相当職		
					(人) (C)	うち女性 数(D)	女性比率	(人) (E)	うち女性 数(F)	女性比率	(人) (G)	うち女性 数(H)	女性比率
本庁	計	2,015	224	11.1	529	48	9.1	248	7	2.8	1,238	169	13.7
	うち一般行政職	1,164	181	15.5	304	43	14.1	18	2	11.1	842	136	16.2
支庁・地方事務所等	計	2,064	446	21.6	582	69	11.9	0	0		1,482	377	25.4
	うち一般行政職	985	192	19.5	204	31	15.2	0	0		781	161	20.6
全体	計	4,079	670	16.4	1,111	117	10.5	248	7	2.8	2,720	546	20.1
	うち一般行政職	2,149	373	17.4	508	74	14.6	18	2	11.1	1,623	297	18.3
再掲	警察関係	775	21	2.7	267	5	1.9	248	7	2.8	260	9	3.5
	教育委員会	137	19	13.9	25	3	12.0				112	16	14.3

注(※) 管理職総数の欄は自動計算されますので入力しないでください。

(1)-2職務上の地位別職員在職状況

調査時点コードを以下より選択してください

		1 平成29年4月1日			その他: 平成 年 月 日		
		課長補佐 相当職 (人)	うち女性 数 (人)	女性比 率	係長相当職 (人)	うち女性 数 (人)	女性比 率
本庁	計	5,000	1,176	23.5	2,829	153	5.4
	うち一般行政職	3,168	970	30.6	94	6	6.4
支庁・地方事 務所等	計	6,214	2,122	34.1	3,497	115	3.3
	うち一般行政職	2,368	644	27.2	75	25	33.3
全体	計	11,214	3,298	29.4	6,326	268	4.2
	うち一般行政職	5,536	1,614	29.2	169	31	18.3
再掲	警察関係	1,261	32	2.5	6,326	268	4.2
	教育委員会	817	330	40.4			

(1)-3新規昇任者数

平成28年4月1日～29年3月31日

		課長相当職 (人)	うち女性 数 (人)	女性比 率	課長補佐 相当職 (人)	うち女性 数 (人)	女性比 率	係長相当職 (人)	うち女性 数 (人)	女性比 率
本庁	計	58	5	8.6	549	95	17.3	511	25	4.9
	うち一般行政職	27	3	11.1	212	65	30.7	12	0	0.0
支庁・地方事 務所等	計	420	47	11.2	420	150	35.7	361	22	6.1
	うち一般行政職	159	33	20.8	109	44	40.4	28	10	35.7
全体	計	478	52	10.9	969	245	25.3	872	47	5.4
	うち一般行政職	186	36	19.4	321	109	34.0	40	10	25.0
再掲	警察関係	270	10	3.7	348	8	2.3	872	47	5.4
	教育委員会	7	1	14.3	34	20	58.8			

(1)-4昇任・昇格等登用の考慮要素となる事項

考慮要素としている事項すべてに○を記入してください。

	勤務 成績	昇任試験		昇格試験		部局等の 推薦	経年 数	遠隔地 での長期 研修 (4週間 以上)	遠隔地 での 勤務経験	本人の希 望	その他(具体的に記入ください)
		面接 のみ	それ 以外	面接 のみ	それ 以外						
課長級	○		○			○	○		○	○	
補佐級	○		○			○	○		○	○	
係長級	○		○			○	○			○	

(1)-5昇任・昇格試験の受験者数

平成28年4月1日～29年3月31日

	全受験者 数(人)	女性受験 者数(人)	女性受 験率 (%)
昇任試験	45,941	5,340	11.6
昇格試験			

(2)女性公務員の採用状況

平成28年4月1日～29年3月31日

	総数 (人)	うち女性 数(人)	女性比率 (%)
全体	4,463	1,388	31.1
うち上級	2,875	889	30.9
うち一般行政職	982	397	40.4
うち上級	872	350	40.1
うち警察関係	2,235	321	14.4
うち上級	1,323	203	15.3

8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置

※複数の施設がある場合、2件目以降は、次のシート(調査票1(2))に記載してください。

名 称	東京ウィメンズプラザ	愛称・通称
設置年月日	平成 7 年 11 月 10 日	施設形態 ○ 単独施設 複合施設
所在地等	郵便番号: 150-0001 住 所: 東京都渋谷区神宮前5-53-67 電話番号: 03-5467-1711(代表FAX番号: 03-5467-1977 ホームページ: http://www1.tokyo-womens-plaza.metro.tokyo.jp/	
管理・運営主体 ※1～2について、該当するものに○をつけ、記入してください。	1. 施設管理 ○ 直営(担当部局名: 東京都生活文化局都民生活部東京ウィメンズプラザ) 指定管理者(名称:) その他() 2. 事業運営 ○ 直営(担当部局名: 東京都生活文化局都民生活部東京ウィメンズプラザ) 指定管理者(名称:) その他()	
職 員 数	常勤 9 人、非常勤 32 人	予算額 平成29年度 905,991 千円
主な事業 〔男女共同参画・女性に関するもの〕	*実施しているものに○を付し、主な事項を記入してください。 ○ 1. 広報啓発(主な事項 公開講座(DV防止)、東京ウィメンズプラザフォーラムの開催、ライフ・ワーク・バランスに関する啓発冊子の作成・配布)) ○ 2. 講座(主な事項: 区市町村職員等向け研修、女性の活躍推進に関する講座等)) ○ 3. 相談事業(主な事項 一般相談、特別相談(法律相談・精神科医師による面接相談・男性のための悩み相談)) ○ 4. 情報収集・提供(主な事項: 図書資料等の収集・提供)) ○ 5. 苦情処理(主な事項) ○ 6. 交流促進(主な事項 民間団体との交流事業(東京ウィメンズプラザフォーラム)) ○ 7. 企業・NPO法人との連携・働きかけ(主な事項: DV防止等民間活動助成事業、DV被害者自立支援民間人材養成事業、DV対策に係る民間支援団体との連携会議)) 8. 国際交流・海外派遣事業(主な事項:) 9. 調査研究(主な事項) ○ 10. その他(主な事項: DV相談、DV被害者自立支援講座、会議室等施設の提供))	

9 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立(施設の管理運営の実施団体を含む。)

名 称				基金・基本財産額	千円
設置年月日	平成 年 月 日	出資者			

10 地方公共団体と民間団体(女性団体等)とのネットワーク

各種女性団体連絡協議会等の有無	有 ○ 無 名称:	加盟団体数		
地方公共団体からの助成・委託事業実施の有無	有 無	会 員 数		
活 動 内 容 ※実施しているものに○をつけてください。	1. 定例会議(情報交換会等)の開催 2. 機関誌の発行 3. 広報啓発パンフレット作成 4. その他 (内容:)			

11 市町村との連携及び市町村への指導・助言状況(都道府県) ※該当するものに○をつけてください。

○ 1. 担当者連絡会議の開催	
○ 2. 市町村職員研修会の開催	
3. 市町村アドバイザー養成講座等の開催	
○ 4. 関係情報の収集提供	
5. 審議会等女性登用の働きかけ	
6. 補助金等の交付	名 利 : 概 要 :
7. その他	(内容:)

12 職員研修の実績状況 ※実施しているものに○をつけてください。

(1) 男女共同参画・女性問題に関する職員研修の実施

1. 職員向け男女共同参画・女性問題についての講演会、研修会等を実施
2. 一般職員研修に、男女共同参画・女性問題の講義等を組み入れ
○ 3. 国、民間等が行う男女共同参画・女性問題に関する研修に職員を派遣
4. 男女共同参画の観点からの防災に関する研修の実施

(2) 女性職員の研修受講への配慮

1. 女性職員を対象とした能力開発や管理職登用のための研修を実施
2. 研修受講職員の男女比を配慮
3. その他 (内容:)

13 担当局(部)課(室)所管の男女共同参画・女性関係予算

事 項	28年度予算 (千円)	29年度予算 (千円)	備 考
関係予算総額(施設整備費を除く)	412,677	360,823	
上記関係予算が一般会計予算総額に占める割合	0.00001 %	0.00001 %	
男女共同参画・女性のための施設整備費	623,801	623,801	

14 公共調達における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス項目の設定状況 ※該当するものに○をつけてください。

	項目の設定	国の取組に準じた設定
1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定		
2 物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定		
3 総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定	○	
4 その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定(○の場合は(1)～(5)の該当項目に回答(複数回答可)してください。)		
(1) 指名競争入札又は随意契約により物品調達を行う際に認証している企業からの優先調達		
(2) 清掃、設備保守業務等の競争参加資格審査における項目の設定		
(3) 指定管理者公募選定における評価項目の設定		
(4) プロポーザル方式における評価項目の設定		
(5) その他(内容:)		

↓ 上記1～4で「○」の場合は、下記の「具体的項目」で該当する項目欄に○を付けてください。

		1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	2 物品の購入などの競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	3 総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定	4 その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定
具体的項目	① 女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代育成支援対策推進法(以下「次世代法」という。)に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は青少年の雇用の促進等に関する法律(以下「若者雇用促進法」という。)に基づく「ユースエール」認定を取得			○	
	② 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)				
	③ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)				
	④ 地方公共団体が行う男女共同参画等に関する企業の認定・認証等を取得			○	
	⑤ 役員に占める女性割合に関する項目				
	⑥ 管理職に占める女性割合に関する項目				
	⑦ 役員や管理職への女性の登用促進のための取組(ポジティブ・アクション、数値目標の設定等)				
	⑧ 仕事と育児・介護を両立するための取組(法定以上の育児・介護休業制度等)				
	⑨ ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組				
	⑩ 短時間正社員制度の導入				
	⑪ 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組				
	⑫ ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(①～④を除く)			○	
	⑬ その他				

15 男女共同参画等を推進している企業の登録・認定・認証、表彰制度の状況

		企業の登録・認定・認証制度	企業の表彰制度
	実施の有無	○	○
選定等の基準	1 女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代法に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は若者雇用促進法に基づく「ユースエール」認定を取得		
	2 女性活躍推進法又は次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	○	○
	3 役員に占める女性割合に関する項目	○	○
	4 管理職に占める女性割合に関する項目	○	○
	5 役員や管理職への女性の登用促進のための取組	○	○
	6 その他「登用促進等」に関する項目	○	○
	7 仕事と育児・介護を両立するための取組	○	○
	8 ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組	○	○
	9 短時間正社員制度の導入	○	○
	10 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組	○	○
	11 ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(1、2を除く)	○	
	12 その他		○

→ 「企業の登録・認定・認証制度」有りの場合、具体的名称: とうきょう次世代育成サポート企業、東京ライフ・ワーク・バランス認定企業、TOKYO働き方改革宣言企業制度

→ 「企業の表彰制度」有りの場合、具体的名称: 東京都女性活躍推進大賞

※具体的名称の後に()を付し、当該()の中に該当する選定等の基準番号を記入してください[例→●●表彰(1)、△△表彰(8、10)など]

16 地域における女性活躍推進連携体制の構築状況

1 あり		→	女性活躍推進法第23条の「協議会」に該当する場合、その具体的名称	
2 現在はないが、今後検討する			その他の場合、その具体的名称	

17 男女共同参画に関するデータ集(白書等)の作成状況

住民の状況や活動を男女別に明らかにすることを主たる目的とするデータ集(白書、データブック等)の公表	○ 有 無	名 称 ①東京都女性活躍推進白書 ②東京の男女平等参画データ
公表周期	1 年 →② ○ 不定期 →①	
公表主体 ※該当するものに ○をつけてください。	○ 1. 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する課(室) 2. 統計情報に関する事務を総括的に所管する課(室) 3. 男女共同参画・女性のための総合的な施設の指定管理者 4. その他)	

18 平成29年度実施予定事業

※該当する予定事業がない場合は、記入欄に記入しないでください。

名 称	事 業 内 容 等	参加予定者数	時 期
1. 広報啓発 ・ 女性活躍推進ポータルサイトのリニューアル ・ 気運醸成のための広告 ・ ・ 地域で活躍する女性を紹介するイベント ・ ・ 女性が輝くTOKYO懇話会 ・ ・ ・ 配偶者暴力防止講演会 ・ 民間団体との交流事業(東京ウィメンズプラザフォーラム) ・ 夫婦がともにライフ・ワーク・バランスを考えるための啓発冊子の作成、配布 ・ パパママサミット ・ ・	女性活躍推進に興味のある都民に、必要な情報を分かりやすく提供 女性活躍推進に関心が薄い人に興味をもってもらうため、新規に動画等を作成し、広報展開 地域活動で輝いている女性を招き、講演やシンポジウム等を実施し、身近なモデル等を示すことにより、地域活動への参加を促す。 将来の社会を担う若者、特に結婚・出産等のライフイベントに影響を受けやすい女性に、長期的視点に立ちキャリアデザインを描く必要性を認識してもらう。 一般都民を対象にDVに関する情報を提供(年2回) 団体・グループによるワークショップ、展示、講演会等を3日間にわたり実施 出産後からではなく、子供が生まれる前から、ライフ・ワーク・バランスの意義や重要性を認識し、今後の生活を夫婦ともに考えるための啓発冊子を作成し、区市町村での母親学級等で配布する。 ライフ・ワーク・バランスの実現のためには男性の意識改革が重要なことから、父親と母親が共に参加できるシンポジウムを開催します。その成果を効果的に情報発信することにより、多くの都民への意識啓発を図ります。	250名程度 250名程度 400名 3000名 約150,000部 250名	7月 9月 10月 今秋 10月、2月 10月 12月(予定) 11月
2. 表彰 ・ 東京都女性活躍推進大賞 ・ ・	女性の活躍推進に向け、先進的な取組を進める企業や団体、個人を表彰し、その取組内容を広く普及していく。	大賞 4団体・1名程度 優秀賞 10団体・2名程度	1月中旬
3. 講座 ・ 男女平等推進担当職員研修 ・ 区市町村相談員養成講座 ・ 職務関係者研修 ・ 区市町村支援事業コーディネート研修 ・ DV被害者自立支援講座 ・ 配偶者暴力被害回復のための子供広場 ・ 就業継続アシストセミナー ・ 起業入門セミナー ・ パートナシップセミナー ・ 働く女性のメンタルヘルス講演会 ・ ・	区市町村の女性センター職員等を対象に専門的、具体的講座を実施。(実務編1回、実践編1回、応用編1回) 区市町村の相談員のための研修講座(年6回)、性暴力被害者支援に関する研修(年1回)。専門家によるスーパーバイズ(月1回) 基礎研修、分野別専門研修(年7回) 区市町村において関係機関の調整等を行う職員を対象として、実践的な講座・演習を実施 こころのサポート、生活自立支援のための講座(月4回) 配偶者暴力のある家庭にいた子どもを対象遊びを通じた継続的な学習の機会を提供 小学校就学前(年6回) 小学校低学年(年6回) 働く女性の就業継続を支援するために仕事と家庭の両立やキャリアアップに向けたセミナー、ワークショップ及び交流会を開催する(4回)。 女性の柔軟な発想を活かしつつ、自らが就業スタイルを決定できる起業を支援するためのセミナー、ワークショップ及び交流会を開催する(2回)。 女性活躍推進やライフ・ワーク・バランスの実現には、男性の育児・家事参画と夫婦間の協力が欠かせないため、夫婦のパートナーシップが良好になるためのセミナー、ワークショップ及び交流会を開催する(3回)。 働く女性の精神的負担を軽減するため、精神科医等を講師に招き、その対処法などをテーマにした講演会と開催	各回40～60名 各回40～80名、250名 各回80～250名 各回30名 各回25名 各回就学前6家族、低学年8家族まで 140名 70名 105名 150名(予定)	4.5,10月 6.7,2月 5-10,3月 7,8月 4～3月 6-8月(就学前) 8-10月、12月 1,2月 9-11月 2月
4. 相談事業 ・ 相談事業 ・ ・	一般相談、特別相談(DV相談、男性のための悩み相談、法律相談、精神科医師による面接相談)		
5. 情報収集・提供 ・ 図書資料等の収集・提供 ・ ホームページでの情報提供 ・ SNSでの情報発信 ・ ・	東京ウィメンズプラザ図書資料室の運営 東京都女性活躍推進ポータルサイト、東京ウィメンズプラザホームページ、フェイスブック		
6. 苦情処理 ・ ・			

7. 交流促進 ・ 協働プロジェクトの実施	女性の活躍推進に向けた都民、事業者との協働プロジェクトを実施 (「女性も男性も輝くTOKYO会議、太鼓判」事業の認定等)	通年
・ 民間団体との交流事業(東京ウィメンズプラザフォーラム)	団体・グループによるワークショップ、展示、講演会等を3日間にわたり実施	3000名
・ 民間団体との交流事業(東京ウィメンズプラザフォーラム)		11月
8. 企業・NPO法人との連携・働きかけ ・ 被害者自立支援民間人材養成事業	配偶者等暴力外国籍被害者支援のための通訳者研修を実施。また、DV被害者通訳者の活動支援を行う。	
・ DV防止等民間活動助成事業	DV防止等にかかる自主的な活動の経費の一部を助成。民間団体における人材の育成(アドバイザーの派遣)	
・ 配偶者暴力対策に係る民間支援団体との連携会議	配偶者暴力対策に係る民間支援団体と東京都が連携して被害者支援を行うため、意見交換等を行う。	
・ 民間団体との交流事業(東京ウィメンズプラザフォーラム)		
9. 国際交流・海外派遣事業		
・ 民間団体との交流事業(東京ウィメンズプラザフォーラム)		
10. 調査研究		
・ 民間団体との交流事業(東京ウィメンズプラザフォーラム)		
11. その他 ・ 区市町村配偶者暴力相談支援センター機能整備推進窓口	区市町村の支援センター機能整備や支援センター業務に関する質問や相談に答えるとともに、聞き取り調査や各種情報提供を行い、支援センター機能整備に向けた技術的支援を行う。	
・ 民間団体との交流事業(東京ウィメンズプラザフォーラム)		
・ 民間団体との交流事業(東京ウィメンズプラザフォーラム)		
・ 民間団体との交流事業(東京ウィメンズプラザフォーラム)		

19 都道府県議会の議員の両立支援体制に関する調査

※該当する時点の番号に○をつけてください。

1 平成29年4月1日		その他: 平成 年 月 日	
議 会 名	東京都議会		
問1. 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)がありますか。1～3のいずれか一つを選択してください。	1.欠席事由として明記した規定がある。 2.欠席事由として明記した規定はないが、運用上出産に伴う欠席を正当な欠席事由と認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1	
問2. 問1. で、1を選択した場合にお伺いします。「欠席事由として明記した規定」とは、どのような規定ですか。1～3のうちいずれか一つを選択してください。 ※標準会議規則については下記を参照してください ※標準会議規則と、全く同じでなくても、条文の構造が同じであれば「同様」を選択してください。	1.標準都道府県議会会議規則と同様。 2.標準市議会会議規則又は、標準町村議会会議規則と同様。 3.その他	1	
【参考】 標準都道府県議会会議規則 第二条 議員は、公務、疾病、出産その他の事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 標準市議会会議規則 第2条 ② 議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 標準町村議会会議規則 第二条 2 議員が出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。			
問3. 議会の欠席事由として、議員の仕事と生活の両立の観点からの事由(例:配偶者の出産、育児、介護等)を明記した規定はありますか。以下の事由について1～3のいずれか一つを選択してください。			
	1 明記した規定があり、正当な欠席事由として認めている。 2 明記した規定はないが、運用上で正当な欠席事由と認めている。 3 その他		
配偶者の出産	3		
育児	3		
家族の看護	3		
家族の介護	3		
疾病	1		
その他 (具体的に事由を記載してください)			
問4. 問3で1(明記した規定あり)を選択した場合にお伺いします。当該規定(規則、条例等)の該当部分の規定を記入(または別添)してください。 ↓ ※ 条 項 号まで記入してください。			
規 則 名	東京都議会会議規則第11条		
該当部分の条文(本文)を記入(または別添)してください。			

都道府県名

13 東京都

以下のデータの調査時点をお答えください。(該当する時点に○をつけ、その他の場合は調査年月日も記入してください。)

平成29年4月1日現在

○

平成29年5月1日現在

その他：平成 年 月 日現在

1 都道府県における首長等の状況 ※在任期間(任期)は予定を記入してください。

知事 ※該当する方に○をつけてください	○ 女性	男性	任期:平成 28 年 8 月 2 日 ~ 平成 32 年 7 月 # 日
副知事	4 人	(女性 0 人、男性 4 人)	

2 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等

*平成29年4月1日現在で設置義務のある審議会等のうち、29年3月に内閣府が把握したものを掲載しています。

変更・廃止等がある場合は、該当する審議会等の備考欄にその旨記入してください。また、新たに追加された審議会等がある場合には、48以下の空白行に記入してください。

審議会等名 (現在設置していないもの、審議会委員の任命を行っていないものには番号の前の欄に×を記入してください)	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備 考
1 都道府県防災会議(会長を含む)	67	4	6.0	
都道府県防災会議(委員のみ)	66	3	4.5	
内 1号 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員	13	0	0.0	
2号 当該都道府県を管轄区域とする陸上自衛隊の方面総監又はその指名する部隊若しくは機関の長	1	0	0.0	
3号 当該都道府県教育委員会の教育長	1	0	0.0	
4号 警視総監又は当該都道府県の道府県警察本部長	1	0	0.0	
5号 当該都道府県の知事がその部内の職員のうちから指名する者	24	0	0.0	
6号 当該都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者	5	0	0.0	
7号 当該都道府県の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者	19	1	5.3	
8号 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうち当該都道府県の知事が任命する者	2	2	100.0	
2 国土利用計画地方審議会	23	5	21.7	
3 土地利用審査会	5	2	40.0	
4 都道府県交通安全対策会議	36	1	2.8	
5 自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 自然環境保全審議会) ※6の審議会と統合している場合は6に人数を記入。当欄は空欄とし、備考欄に「6と統合」と記入する。	28	7	25.0	
6 環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 環境審議会)	20	8	40.0	
7 精神医療審査会	32	9	28.1	
8 都道府県生活衛生適正化審議会	13	4	30.8	
9 都道府県医療審査会	24	4	16.7	
10 准看護師試験委員会	17	11	64.7	
11 麻薬中毒審査会	4	0	0.0	
12 地方社会福祉審議会	26	11	42.3	
13 障害者に関する審議会その他の合議制の機関	20	5	25.0	
14 国民健康保険審査会	9	2	22.2	
15 都道府県農業共済保険審査会	10	2	20.0	
16 都道府県森林審議会	14	3	21.4	
17 都道府県建設工事紛争審査会	40	11	27.5	
18 建築審査会	7	2	28.6	
19 都道府県建築士審査会	10	4	40.0	
20 都道府県都市計画審議会	33	6	18.2	
21 開発審査会	7	3	42.9	
22 私立学校審議会	20	1	5.0	
× 23 石油コンビナート等防災本部				
× 24 公害健康被害認定審査会				
25 窒素酸化物総量削減計画又は粒子状物質総量削減計画に定められるべき事項について調査審議する協議会(旧 総量削減計画策定協議会)	59	0	0.0	
26 都道府県児童福祉審議会	34	12	35.3	
27 地方港湾審議会	37	6	16.2	
28 土地区画整理審議会	50	4	8.0	
29 教科用図書選定審議会	20	8	40.0	
30 介護保険審査会	39	15	38.5	
31 都道府県固定資産評価審議会	12	3	25.0	
32 感染症の診査に関する協議会	79	13	16.5	
33 警察署協議会	851	367	43.1	
34 土地収用事業認定審議会	7	2	28.6	
× 35 住民基本台帳法 本人確認情報の保護に関する審議会				
36 国民保護協議会	69	1	1.4	
37 地方独立行政法人評価委員会	16	5	31.3	
38 市街地再開発審査会	14	3	21.4	
× 39 都道府県職員委員会				
× 40 自然再生協議会				
41 審議会その他の合議制の機関(※公益認定等)	7	4	57.1	
42 後期高齢者医療審査会	9	3	33.3	
43 留置施設視察委員会	10	2	20.0	
× 44 傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準の協議並びに実施基準に基づく傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に係る連絡調整を行うための協議会				29.4.1時点未選任
45 指定難病審査会	22	3	13.6	
46 小児慢性特定疾病審査会	6	1	16.7	
47 行政不服審査会	12	5	41.7	
× 48 国民健康保険運営協議会				29.4.1時点未選任
49				
50				
51				
合 計	1,818	562	30.9	
女性委員0の審議会数	2			

3 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数

	委 員 会 等 名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備 考
1	教育委員会	6	3	50.0	
2	選挙管理委員会	4	0	0.0	
3	人事委員会	3	0	0.0	
4	監査委員	5	1	20.0	
5	公安委員会	5	1	20.0	
6	都道府県労働委員会	39	5	12.8	
7	収用委員会	7	2	28.6	
8	海区漁業調整委員会	15	0	0.0	
9	内水面漁場管理委員会	8	0	0.0	
	合 計	92	12	13.0	
	女性委員0の委員会数	4			